

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年5月30日から同年6月30日まで
 - (2) 本監査実施日 令和5年8月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入支出事務の執行に当たり、不適切な事務処理が繰り返し発生しており内部けん制機能が十分に働いていない状況にあることから、組織的なチェック体制を構築し、適正な事務の執行に努められたい。	収入支出事務の不適切な事務処理については、管理課長も共有する保管書類管理簿により進捗管理を月ごとに行うとともに、正・副担当者による随時確認を週1回実施することとした。
道路占用料、河川占用料及び港湾施設占用料の徴収に当たり、債権管理が不適切な収入未済額が17件、10,115,593円あったので、収入未済金の発生防止及びその回収に向けた対策を講じる等、債権の適正な管理に努められたい。 なお、これまでの監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	定期的に出力される収入未済状況一覧表を課内で共有するとともに、正・副担当者で収納の督促を行うこととした。また、その進捗状況は、月ごとに管理課長に報告し、その確認を受けることとした（令和5年8月29日現在において全て収納済となった。）。 課内ミーティング等により、職員間のコミュニケーションを充実させることで業務の進捗状況や課題などについて相談が行いやすい組織づくりを推進する。 病気等による人員不足など組織・人員体制上の課題が生じた場合であっても、土木部内での応援体制を構築するなどにより、組織的な業務の推進体制を確保することができるよう職員の意識改革を図る。